

●香川県告示第267号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により、公の施設の管理に係る指定管理者の指定を次のとおり取り消した。

平成22年7月2日

香川県知事 真 鍋 武 紀

公の施設の名称	指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地	取消年月日
香川県立大川圏域健康生きがい中核施設	財団法人さぬき市施設管理公社 さぬき市寒川町神前22番地	平成22年7月1日